

✚ 貨物概要

本品は、制御用電気回路、入力レセプタクル及び調節用装置を有する 23.1 インチ（58.7 センチメートル）の液晶パネルから成るカラーモニターである。本品は、所定の位置に取り付けるのに適しており、専ら船上のナビゲーション及びオートメーションシステム用に設計・検査・型式承認されたもので、常に自動データ処理機械（PC）を主要な制御又は信号源としたシステム構成において使用される。

本品は以下の構成要素及び特性を有する。

- － 解像度：1600×1200 ピクセル、画素ピッチ：0.294×0.294 mm
- － 輝度：400cd/m²
- － コントラスト比：600:1
- － 視野角：±85 度（上／下／左／右）
- － 応答速度：12ms（黒白黒応答速度）、8ms（中間階調応答速度）
- － 対応解像度：VGA、SVGA、XGA、SXGA、UXGA、WUXGA
- － 対応ビデオ標準：インターレース方式の NTSC 及び PAL/SECAM ビデオ、コンポジットビデオ
- － 表面型静電容量式タッチセンサースクリーン
- － 信号入出力レセプタクル：DVI-I 信号入力、RGB 信号入力、RGB 信号出力、USB 入出力（タイプ B）
- － 電源端子：AC 電源入力、DC 電源入力、AC 電源出力
- － 前面操作ボタン：電源、輝度、ホットキー（左／右一押ボタン式）、モード状態表示（赤／オレンジ／緑の LED（発光ダイオード）点灯表示）

✚ 分類

関税率表第 8528.52 号（統計番号 8528.52-000）の、第 84.71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたモニター

✚ 分類理由

本品は、制御用電気回路、入力レセプタクル及び調節用装置を有する液晶パネルから成るカラーモニターであり、船上のナビゲーション及びオートメーションシステムにおいて、常に自動データ処理機械（PC）を主要な制御又は信号源としたシステム構成において使用されるものであることから、第 84.71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それと

もに使用するように設計されたモニターとして、上記のとおり分類されます。

(参考) 国際分類例規 8528.52「2. カラーモニター」



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）